

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する基本的な指針（骨子案）について

1 概要

県では、「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例（平成28年3月施行）」に基づき、「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する基本的な指針（期間：平成29年度～令和3年度）」を策定したところ。

基本的な指針では、条例第3条に定める以下の4つの事項に基づき、基本的な方向を定めている。

- ・ 近江の地場製品の需要の拡大
- ・ 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
- ・ 社会経済情勢に対応した新たな取組および多様な分野における事業展開の推進
- ・ 担い手となる人材確保・育成・資質の向上および優れた技術等の継承の推進

令和4年度から次期指針に基づいた取組を進めるため、これまでの施策の実施状況や実態調査の結果を踏まえて、指針内容の見直しを行うもの。

現行指針の期間 平成29年度～令和3年度

次期指針の期間 令和4年度～令和8年度

2 策定に向けたスケジュール

令和3年9月1日	近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する 施策推進協議会※（以下、協議会と表記する）
11月10日	厚生・産業常任委員会（基本指針骨子案について）
11月	協議会（基本指針（原案）について）
12月	厚生・産業常任委員会（基本指針（原案）について）
12月	県民政策コメント（1か月間）
令和4年2月	協議会（基本指針（案）について）
3月	厚生・産業常任委員会（基本指針（案）について）
3月	基本指針策定・公表